

令和8年4月17日  
静岡県農産振興課

1 目的

首都圏大手スーパーや食品加工業者等の実需者ニーズに早期に対応し、産地とマーケットが結び付いた生産拡大につなげるため、戦略的作物生産拡大計画を策定する就農予定者、認定農業者等が行う施設整備に助成し、マーケットインの考え方に基づく施設園芸産地の振興を図ることを目的とします。

2 補助対象及び補助率等

(1) 補助の対象及び補助率

区分	事業実施主体	補助の対象	補助率
就農 予定枠	以下に掲げる全ての要件を満たす者 ①概ね1年間以上の実践研修を通じて、農業技術や経営のノウハウを習得し、これから就農する者 ②認定新規就農者又は認定新規就農者の認定を受けることが見込まれる者 ③本事業の対象となる戦略的作物の生産を担う者として地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが見込まれる者	戦略的作物の生産規模を拡大するための鉄骨ハウス又はパイプハウスの新設に要する経費  ※ただし、パイプハウスにあっては、コンクリート製の独立基礎を有するものに限る	1 / 3 以内  ※千円未満の端数がある場合は切捨て
規模 拡大枠	以下に掲げる全ての要件を満たす者 ①認定農業者又は認定新規就農者 ②本事業の対象となる戦略的作物の生産を担う者として地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが見込まれる者		

(2) 補助額の上限

区分	補助額の上限	
就農 予定枠	新設する鉄骨ハウス 又はパイプハウス	面積1㎡当たり7千円 又は800万円のいずれか少ない額
	新設するメロン専用 スリークォータ型ガラス温室	面積1㎡当たり15千円 又は800万円のいずれか少ない額
規模 拡大枠	新設する鉄骨ハウス 又はパイプハウス	面積1㎡当たり7千円 又は600万円のいずれか少ない額
	新設するメロン専用 スリークォータ型ガラス温室	面積1㎡当たり15千円 又は600万円のいずれか少ない額

(3) 採択要件

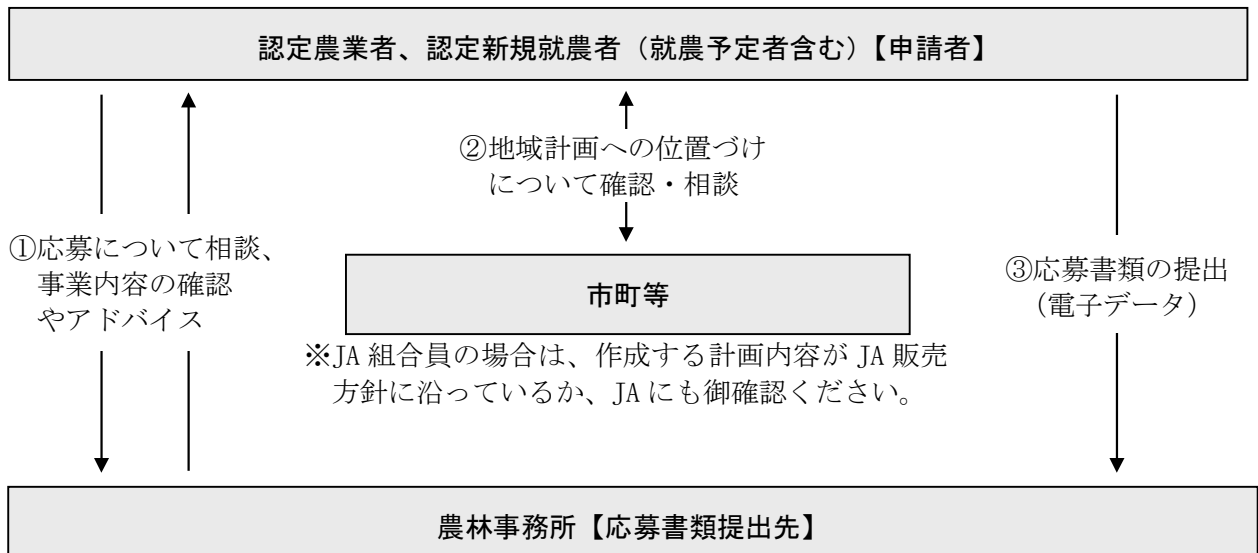
- ①戦略的作物生産拡大計画（実施要領 様式第1号別添）が承認されていること。
- ②対象作物は、以下に掲げるいずれかを満たす戦略的作物とすること。
  - ・静岡県マーケティング戦略（旧：ふじのくにマーケティング戦略）に選定されている作物（いちご、トマト・ミニトマト、温室メロン、柑橘、わさび、ガーベラ）
  - ・県が実施した首都圏市場調査の結果、ニーズがあると認められる作物（いちご、トマト・ミニトマト、セルリー）
  - ・事業実施主体が独自に調査を実施した上で選定した作物（首都圏等の実需者ニーズに応じた生産拡大となる作物であることその他、販売方法、県内外の生産動向、生産拡大の可能性など、事業実施計画書に詳細を記載すること）
- ③補助対象施設に対し共済制度に加入すること。
- ④最低限行うべき環境負荷軽減の取組（実施要領 様式第5号の環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシートに記載の取組）を実践すること。
- ⑤費用対効果（目標年度において事業実施により得られる販売の増加額÷補助額）が1.0を越えていること。
- ⑥対象地域は、県内の農業振興地域の農用地区域又は生産緑地地区であること。

3 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月末まで

4 応募の流れ

- ①本事業への応募を検討している方は、施設を新設する農地の所在地を所管する農林事務所に相談の上、応募書類（実施要領 様式第1号、様式第1号別添）を作成してください。  
※本補助事業は農林事務所と事業実施主体が相互に連携して事業を推進することとなっており、書類の提出等も農林事務所を経由する必要があります。
- ②書類の作成にあたっては、本事業で施設を新設する農地の所在地を所管する市町に、地域計画の目標地図に位置付けられているか又は位置づけられることが見込まれるかを御確認ください。
- ③応募書類を作成後、農林事務所に電子データで御提出ください。



## 5 応募書類の提出先

提出先	住所	電話番号
賀茂農林事務所 地域振興課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2079
東部農林事務所 企画経営課	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2160
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2195
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	0538-37-2259
西部農林事務所 企画経営課	〒430-0929 浜松市中央区中央 1 丁目 12-1	053-458-7209

## 6 公募期間

公募期間		備考
開始	締切	
令和 8 年 4 月 17 日 (金)	令和 8 年 5 月 15 日 (金)	締切は各農林事務所への提出期限

## 7 交付対象事業の選定

- (1) 交付対象事業の選定にあたっては、実施要領第 3 の 4 の規定に基づき、審査会において戦略的作物生産拡大計画（実施要領 様式第 1 号別添）を審査します。
- (2) 審査会では、以下のとおり枠ごとに審査を行います。
  - ① 就農予定枠
    - ・審査員による計画評価の適否
  - ② 規模拡大枠
    - ・戦略的作物生産拡大計画の成果目標ポイント（生産拡大、販路拡大など）
    - ・加算ポイント（担い手、GAP 認証）
    - ・審査員による計画評価のポイント

### <審査員による計画評価における審査の視点>

審査項目	審査の視点
1 戦略的作物生産拡大計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな販路開拓、生産拡大につながる経営目標となっているか</li> <li>・現状と課題の分析が適切であるか</li> <li>・戦略的作物の選定理由が適切か</li> <li>・目標を達成するための計画が具体的かつ明確に示されているか</li> </ul>
2 成果目標の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の設定が適正か</li> <li>・現状分析と将来予測が適正か</li> </ul>
3 事業計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が計画を達成するための内容となっているか</li> <li>・既存施設を含めた利用計画が適切かつ事業の継続性が認められるか</li> </ul>
4 投資・収支計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の投資金額規模が適正か</li> <li>・経営収支計画の収支内容が適正であるか</li> </ul>

- (3) 就農予定枠は、審査会において計画が適正であると認められたものは全て採択するものとし、ただし、予算の都合上、申請額どおりの採択にならない場合があります。
- (4) 規模拡大枠は、審査会においてポイントが高い順に 1 件以上は採択するものとし、

<審査会等のスケジュールについて>

審査会開催日	審査結果の通知
令和8年7月中旬	令和8年7月下旬

※ 上記スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

8 注意事項

- (1) 本事業は補助事業であり、「不採択」又は「申請額どおりの採択にならない」場合もあります。
- (2) 同じ補助対象に対し、国や県の他事業で採択された場合は、本事業は補助対象外となります。市町単独の補助事業等との併用については、各市町事業の要綱等に従ってください（併用する場合は、補助額の計が総事業費を超えないようにご注意ください）。
- (3) 就農予定枠、規模拡大枠のいずれか一方を選択して応募してください。
- (4) 書類提出後の記載内容の変更、書類の差し替えや追加は、原則として認めません（県からの指摘による場合を除く）。
- (5) 応募状況、審査結果等に関するお問い合わせには、原則としてお答えできません。
- (6) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。ただし、地域計画に係る補助事業の計画として当該市町には共有しますので、そのことに同意の上、書類を御提出ください。
- (7) 補助金の交付が決定した場合は、補助事業内容等を公表することがあります。

9 問合せ先

施設を新設する農地の所在地を所管する農林事務所（5を参照）